農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

12

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業•農地

提案事項(事項名)

農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更にかかる県との協議・同意の廃止

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更において、変更理由が農家住宅、農家分家住宅の場合に限り、県との協議・同意を廃止する。

具体的な支障事例

市町村は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きに多くの時間を要している。その主な要因として、市町村で届出書類の審査を行い、県へ書類を提出した後、県でも再び同様の書類審査を行っていることにある。市で地域の実情を把握し、適正な農用地利用計画であると審査したものを、県で再度同様の審査を行うことは、二重行政による不要な事務手続きにほかならず、期間短縮の大きな妨げとなっている。

また、審査後に県で協議を行い、計画変更の公告縦覧を経て知事同意を得る必要があるが、過去に農家住宅、 農家分家住宅の農振除外において、県の不同意は1件もない。

しかしながら、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項より、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとあるため、本市では農振除外に約6ヵ月の期間がかかり、迅速な地域住民サービス及び農地の有効な利活用の支障となっている。

農業の健全な発展を図るためには、農業を営む者の農家住宅、農家分家住宅は必要不可欠である。その農振除外に約6ヵ月もの期間がかかっては、効率的な営農を構想しても1作分の遅れが生じ、効率的かつ安定的な農業経営を営むことができない。

なお、農家住宅、農家分家住宅に限っては、他市にまたがることもなく、一市町村内で完結するため、農地のマクロ管理や広域調整の観点からも、都道府県知事との協議・同意は不要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県との協議・同意を廃止することにより、本市では農振除外に係る期間が約2ヵ月に短縮することが可能であると考える。

期間の短縮により、農業者の効率的な農業経営に迅速に対応できる。また、新たな担い手が地域に根差した農業に着手しやすくなる。農家分家住宅の早期建設着手が可能となることで、担い手の育成や農業経営の継承にも高い効果が得られる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花卷市、福島市、蓮田市、川崎市、座間市、高岡市、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、犬山市、草津市、熊本市、鹿児島市

- 〇当市においても、農振除外の手続きに約半年を要し、期間短縮の妨げになっている。提案内容のとおり、県同意の手続きを省いたとしても、農業の健全な発展を図る上で支障はなく、期間短縮により農業者の効率的な農業経営に迅速に対応できると考える。
- 〇農業振興地域整備計画は、市町村において地域農業の健全な発展を図るという趣旨で策定していることから、事務手続きの遅延、特に、農業者にとって不利益となるような行為(手続き)は廃止すべきと考える。当市の場合、県との事前協議前の審査機関として独自に3つの会議体を設け、今でも十分な審議を行っている。一定の基準を満たせば県の同意は不要とするなどの措置が必要と考える。
- 〇これまで当市では、左記の支障事例と同様の事例はなし。農家住宅、農家分家住宅の建設は、施主の農業経営を含む人生設計にも大きな影響があることから、提案事項が実現されることは住民にとってメリットが大きいことが考えられます。そのため、事由に関わらず小規模な除外案件であれば県との協議・同意を不要とすることで事務負担の軽減及び住民サービスの大きな向上につながると考えられる。
- 〇当市においても、審査後に県で協議を行い、計画変更の公告縦覧を経て知事同意を得る必要があるが、過去に農家住宅、農家分家住宅の農振除外において、県の不同意は1件もない。しかも、農業の健全な発展を図るためには、農業を営む者の農家住宅、農家分家住宅は必要不可欠である。農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項より、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとあるため、当市では市の審査も含め、農振除外に最低約7ヵ月の期間がかかる。
- 〇当市でも、提案市と同様に農振除外の手続きに大変多くの時間を要しており、迅速な住民サービスの妨げとなっている。
- 〇当市においてもほぼ同様のケースで、農振除外に5ヶ月の期間を要しており、迅速な地域住民サービスに支障をきたしている。
- 〇市町村は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きに多くの時間を要している。その主な要因として、市町村で届出書類の審査を行い、県へ書類を提出した後、県でも再び同様の書類審査を行っていることにある。市で地域の実情を把握し、適正な農用地利用計画であると審査したものを、県で再度同様の審査を行うことは、期間短縮の妨げとなっている。
- 〇当市においても除外までに長い期間を要している。しかし、判断が困難な案件については、必要に応じて県に 相談・協議等をする仕組みは残す必要があると考える。
- 〇農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の願出の中で、農家住宅、農家分家住宅の建築によるものは、当市でもその多くを占めている。農家住宅や農家分家住宅の建設は、農業の振興に資するものであることは明らかであり、農業の健全な発展に不可欠なものである。除外にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の定めにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なくてはならず、これにより農振除外に約6ヵ月もの期間がかかる。このことが迅速な地域住民サービス及び農地の有効な利活用の支障となっている。
- 〇当市においても農振除外に約6~7カ月を要している。農家住宅・農家分家住宅の目的で、農振除外に時間がかかることにより営農に支障をきたしているという事例は、これまでにないものの、農家住宅・農家分家住宅の目的による農振除外は、面積要件も限定的で農業の持続性に必要な基盤整備の意味合いもあることから、農振除外の5要件を十分確認し、関係機関とも意見徴収・協議を諮りながら市の責任において迅速に農振除外を進めることに賛同する。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業·農地

提案事項(事項名)

農地転用許可申請における必要な資力及び信用があることを証する書面の添付の緩和

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地転用許可申請において、農家・農家分家・自己用住宅の場合に限り、必要な資力及び信用があることを証する書面の添付を不要とする。

具体的な支障事例

農地転用許可申請書には、「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、費用の多寡を問わず添付しなければならないとあるが、自己用住宅等の建設については、事業費も少額であり、事前に住宅建設業者と資金面での相談がなされているため、転用申請の際にも添付を求めることは申請者の負担が大きい。

住宅資金については、金融機関からの借り入れだけでなく、親や親族からの借り入れのケースもあり、親族の預金残高まですべて確認させることは至極失礼にあたる。

また、必要経費の積算に担当職員の労力と時間を要することや、申請期限までに添付がなければ、翌月の申請扱いとなり、転用許可に1ヵ月の遅れが生じる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

残高証明、融資証明を添付する際の申請者の費用負担や労務負担が無くなり、申請手続きを簡潔に行うことができる。

担当職員による住宅建設にかかる必要経費の積算が不要となり、転用許可にかかる審査の簡素化、迅速化が図られる。

根拠法令等

農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号

農地法施行規則第30条第4号及び第57条の4第2項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福井市、上田市、犬山市、五島市

- 〇自己用住宅の場合、資金面の問題により履行できないケースは少ないため、個人情報の取り扱いは必要最低限にとどめるべきである。
- 〇当市においても申請者が両親から資金を借り入れる例があり、両親の残高証明、及び確実性を得る為に両親の申立書を添付してもらっている。また、資金証明がなされないために申請が遅れる例があった。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 41 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農業・農地

提案事項(事項名)

集落法人に使用収益させている農地の所有権移転に係る農地法の改正

提案団体

広島県、宮城県、広島市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地を集落法人に使用収益させている場合、当該農地については非農業者であっても農地法第3条による所有権移転の許可が得られ、集落法人が継続的に土地利用できるよう、規定の改正を求める。

また、規定の改正に時間を要する場合は、特区での対応を求める。

具体的な支障事例

地元に居住する親族(妹:現在、非農業者)に農地の所有権を移転したいが、所有権移転後も、引き続きこの集落法人Bに使用収益権を設定したいと考えている。

しかし、この親族は、農地法第3条許可要件(全部耕作、常時従事)を満たさないため、所有権移転が認められない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

継続して集落法人に農地の使用収益を設定する場合は、親族が非農業者、非相続人でも農地法第3条による 許可が得られるよう、規定の改正をすることにより、相続による農地の権利分散を防止しつつ、担い手の経営安 定を図ることができる。

根拠法令等

農地法第3条

福島県、茨城県、京都市、兵庫県

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 70 提案区分 A 権限移譲

提案分野

農業•農地

提案事項(事項名)

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定について都道府県知事から区市町村長へ権 限移譲

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の指定、区域の変更及び廃止について、区市町村長に権限移譲をする。

具体的な支障事例

- ①農業振興地域の区域の変更及び廃止をしようとしたところ、廃止する分に相当する区域面積の要求を東京都から指示され、年2回の審査会開催のため、最終的に区域変更及び廃止に2年ほどの期間がかかった。
- ②農業振興区域の指定は、農業振興の観点からのみの制度であって、本来であるならば、まちづくり(都市計画)の視点も必要である。市民が農地を手放そうとしても、指定されていることが要因となって、手放すことができず、そのまま休耕地となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農業振興地域の指定が、かえって市街化調整区域の利活用を阻害しており、担い手のない農家が土地を手放すことができなくなっている。そうした農地をそのまま放置することは、耕作放棄地、遊休農地を作り出している。 農業振興地域の指定、区域の変更及び廃止の決定権限を区市町村長に移譲することにより、手続にかかる時間が短縮でき、決定権限を持つことが、都市のグランドデザインを基礎自治体として、機動的で、柔軟な対応ができる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、徳島県、小値賀町、宮崎県

- 〇農業振興地域制度は、農業生産基盤の整備、農用地等の保全など農業生産の基盤となる農用地等の確保について必要な制度と考えるが、担い手のない農家が土地を手放すことができず、そのため、放置された土地が耕作放棄地、遊休農地を作り出す要因の一つとなっている。
- 〇当市においても以前に農業振興地域の変更を行った際に2年ほどの期間を要した。
- 〇市街化調整区域と農業振興地域において、道路新設の用地取得を土地所有者と交渉している中で、耕作者 の高齢化により、将来の農地の継続性を危惧している意見がある。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

土地改良事業関係補助金の交付決定前着手

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。

具体的な支障事例

農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。

本県では、早期水稲栽培を中心に営農が展開されており、水田の区画整理等を実施するほ場整備事業においては、工事は稲刈り後の9月から着手し、当該年度内の3月までに完了している。このため、工事着手に向け、年度当初から実施設計や換地業務などを委託発注する必要がある。

しかし、例年、国の交付決定日が5月であるため、約1か月間、業務を実施することができず、十分な期間を確保することができない。

そこで、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても 「交付決定前着工届」制度を導入されたい。

なお、令和元年に、公益上真にやむを得ないと認められる場合は、交付決定前着手が可能となったが、要件が厳しく、上記の支障事例は該当しないため、更なる措置を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付決定前着手により、年度当初から事業委託等を実施することで、円滑な事業継続が可能となり、効率的な事業執行が図られる。

また、年度内の確実な事業実施が可能となり、工事後の作付時期など、農業者が営農計画を立てやすくなるメリットがある。

根拠法令等

土地改良事業関係補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、豊田市、上板町、壱岐市、大分県、宮崎県

〇農山漁村地域整備交付金や耕作条件改善事業については、交付決定着手届により、早期発注が可能となる にも関わらず、その他の農業農村整備事業においては交付決定着手届の整備がされていないことから、交付決 定日以降の発注となっていることは事実である。事業ごとにその対応が異なることは、委託や工事の発注の平準化に支障をきたしており、公共投資の早期執行により、景気の下支えをしていることからも改善が望まれる。 〇当県においても、早期工事着手に支障をきたしている場合があることから、交付決定前着手により円滑な事

- 〇当県においても、早期工事着手に支障をきたしている場合があることから、交付決定前着手により円滑な事業執行が可能となる。
- ○営農に支障がないよう新年度早々に着工する必要があり、適正な工期を確保する観点からも交付決定前着 手届の要件緩和の趣旨に賛同する。
- 〇昨年度、農政局より「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取り扱いについて」(令和元年 11月11日付け)の通知があったが、示された決定全着手が可能な事例が限定的であるため、真に実施を希望 している事業実施設計業務などの発注が不可能であり、事業の円滑な推進に支障が生じる。
- ○交付決定前着工による早期着工可能期間は1カ月程度であり、このことにより、単一年度で測量・調査・設計委託とそれに続く工事の完了を達成するには、各々の契約における適正工期の確保が難しい。しかし、建設及び建設関連業界における担い手確保のための、週休二日制等働き方改革を推進するためには、測量・調査・設計委託及び工事、各々の単年度発注における工期を十分確保することは社会的な使命であり、持続可能な土地改良事業とするためにも、当然に、国の交付決定日を早める努力は必要ではないかと考える。
- 〇早期に業務に着手するために、令和2年度の農山漁村地域整備交付金実施地区では多くの地区が交付決定 前着手届を活用しており、必要性の高い制度となっているが、農業競争力強化農地整備事業等の補助事業で は、要件が厳しく活用が行えていない。
- 〇土地改良事業関連補助金については、当県においても国の交付決定が例年5月中旬から下旬となっている。 そのため、ほ場整備事業では、前年度の営農に支障あった箇所の補完工事を田植え前の4月に着手できないことや、当年度に工事するために早期に実施しなければいけない測量設計などの委託業務が年度当初から契約できないなどの支障が生じている。よって、「交付決定前着工届」制度が導入された場合、年度当初から工事や 委託業務の早期着手や工期の確保が可能となるため、効率的な事業執行が図られる。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業の担い手が自身の住宅を建設する場合の特例の導入

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

地域の農業の担い手である認定農業者及び認定新規就農者(法人の場合はその役員を含む)が建設する自身の住宅については、農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当することとして取り扱うこと。

具体的な支障事例

農業後継者が自ら所有する農地のうちから、必ずしも農地として条件がいいとはいえない農地において、自らの 住宅の建設を計画したが、第一種農地であったため、建設できなかった。

農業後継者が転用が可能な土地を有していない場合は、住宅に加えて住宅敷地の取得も必要となることから、 農業後継者の確保の支障となっている。

農業者の高齢化に伴って、中山間地域では不耕作化・荒廃化が進んでおり、農業後継者を育成・確保していくことが重要となっているが、上記のように住居の確保に苦慮している農業後継者がいる状況である。

「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知)によると、第一種農地の転用を許可できる場合として、農業用施設、都市住民との交流施設(農家レストラン等)、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設などの用に供する場合等が示されているが、住宅については既存集落に接続して設置されるものに限定されている。

しかしながら、農業者の住宅は、農機具置場や家畜小屋等を併設している場合も多く、単なる住宅としての機能 のみならず、農業用施設としての機能も有しているため、農業用施設に該当することとして取り扱っていただきた い。

なお、対象を認定農業者及び認定新規就農者に限ることにより、転用が大幅に進むことを防ぐことができる。 また、農業振興地域の整備に関する法律上の農業用施設としては位置付けないことにより、市町村において一 定のゾーニングを図ることが可能である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住宅用地を確保しやすくなるため、農業後継者の確保に資する。

自らの農地のそばの住宅に農機具置場を設けられるため、農地に改めて駐車場や農機具置場を設置する必要がなくなるなど、営農の効率化に資する。

既存集落に接続して住宅を建設する場合は、農業者であるか否かは問われていないが、農家住宅は早朝から 農機具を扱ったり、家畜がいたりすることから、騒音、におい等の観点から一般住宅と離れている方が、農業者 と一般住民それぞれの住環境の向上に資する。

根拠法令等

農地法施行令第4条第1項第2号イ、農地法の運用について(農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)

第2の1のイの(イ)の c の(a)及び(e)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鳥取県

〇現在のところ具体的事例は生じていないが、一定の要件を付ける必要はあると思うが、就農支援策の一環と して検討が望まれる。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地中間管理事業の効率的な運用と精度向上のための農地情報公開システムの共同利用

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「農地情報公開システム」を農地中間管理機構においても使用可能としていただきたい

具体的な支障事例

改正農地法施行に伴い「農地情報公開システム」が整備され、全国の農業委員会において農地情報の登録(当該システムへの情報の集約)が行われているが、もともと当概システムは農地中間管理機構による農地集積・ 集約化を進めることを目的の一つとして整備されたものであった。

一方で、農地中間管理機構が農業の担い手に対し農地を貸付けた(配分した)際、貸付け(配分)後の情報については、当市の場合、県が公告し、当市の市長部局が通知を受け、その通知をもとに農業委員会事務局が当該システムに情報を入力するという流れとなっている。

農地中間管理機構又は市長部局において入力をすれば、県での公告及び市長部局への通知、さらに農業委員会事務局での入力が省略され、かつ、中間管理事業が推進されれば膨大な数の農地情報の整備が不可欠となる中で、精度が格段に向上し、さらに農地情報がシステムに即座に反映される等、当初のシステム整備の趣旨のとおりの運用となることから、是非とも農地中間管理機構においても当該システムを使用可能としていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農業委員会事務局における事務が簡素化され、効率的な行政運営が可能となるとともに、制度の向上や農地集積・集約化が即座にシステムに反映される形となり、農業の担い手の利便性も向上する。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、福井市、上田市、南知多町、京都市

〇「農地情報公開システム」については、常に最新の農地情報を提供するため、農地法に基づく農地台帳の正確な情報を農業委員会で把握し、公表するもの。そのため、農業委員会は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画及び農地中間管理法に基づく農用地利用配分計画により設定された利用権等ついても、農地台帳に記載された事項として把握、提供する必要があると考える。その際、迅速で正確な情報提供を図る観点から、市長部局からデータ提供による入力作業の簡略化など連携が望ましい。

〇当市の場合、担い手への貸付け(配分)後の情報については、県から農業委員会へ直接通知があり、それに基づいて当該システムに情報を入力することになる。しかし、担い手名と貸付筆数等の情報が通知されるのみであり、全筆の地番等を把握できず、入力作業を行う農業委員会として苦慮しているところであり、配分計画の策定者(農地中間管理機構)・認可権者(県)のいずれかが入力作業を行うことが可能であれば、正確性・効率性の確保につながると考えられる。現状、農地情報公開システムの情報は、その構成システムの一つである農業委員会等利用システムを農業委員会が LGWAN 回線により更新することとなっているが、農地中間管理機構に関しては、専用回線により格納システムを検索・閲覧できるのみとなっている。そのため、農地中間管理機構が農業委員会等利用システムに接続することはできず、接続できるよう改修を行ったとしても、セキュリティ上の課題が残る。法改正により農業委員会等利用システムの更新権限が付与されたとしてもこうした課題を解決する必要があると考える。